高知県税規則の改正概要について

H22.1.22 高知県総務部税務課

〇趣旨

平成 20 年 12 月議会において議決された「高知県税条例の一部を改正する条例(平成 20 年高知県条例第 50 号)」により、平成 22 年4月1日より継続検査に加え、構造等変更検査の際にも自動車税の納税証明書の交付することとなりました。

この条例改正に伴い、高知県税規則における自動車税の納税証明書に関する様式について構造等変更検査にも対応できるものとするとともに、所要の改正を行ったものです。

〇改正様式

第6号様式の4の2

第6号様式の6

第10号様式の4

第11号様式の2

第11号様式の4

第11号様式の5

第29号様式の2

第35号様式

第35号様式の2

第 123 号様式の3

第 124 号様式

第 125 号様式

○施行期日

平成22年4月1日